

介護サービス利用者負担割合が見直されました

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の人にご負担いただくことが必要です。

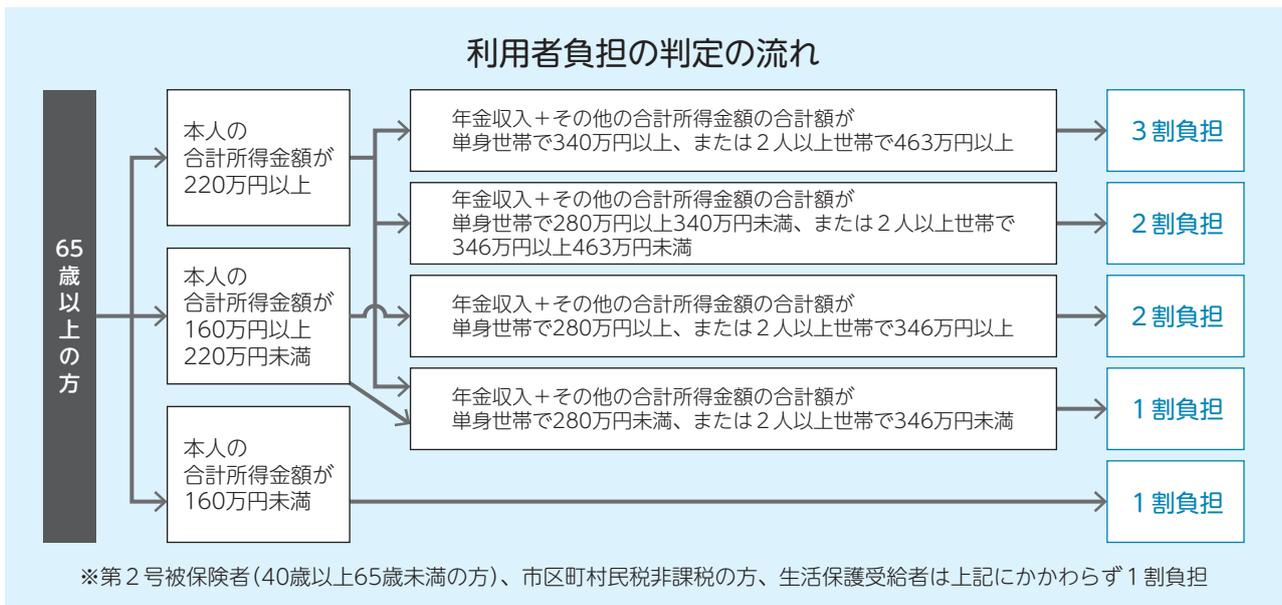
この利用者負担割合について、これまでは1割または一定以上の所得のある人は2割としていましたが、平成30年8月から65歳以上の人(第1号被保険者)であって、現役並みの所得のある人には費用の3割をご負担いただくこととなります。

介護保険制度を今後も持続可能なものとし、世代内・世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担を求める観点から、負担能力のある人についてはご負担をお願いするため、見直しを行うこととしたものです。

★ 3割負担に該当する人

65歳以上の人で、合計所得金額が220万円以上の人です。

ただし、合計所得金額が220万円以上であっても、世帯の65歳以上の人の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で340万円、2人以上の世帯で463万円未満の場合は2割負担または1割負担になります。



問 健康福祉課 ☎32-1105

介護保険負担限度額認定証の更新について

介護保険施設利用時の食費および居住費(滞在費)は、介護保険の対象外で自己負担となっています。そこで、所得が低い人などの負担が重くならないような利用者負担段階が設けられ、申請により該当すると認められた人には「負担限度額認定証」が交付されています。

この認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も施設を利用される場合は、至急健康福祉課で申請してください。

★ 該当する人(以下のすべてを満たす人)

- ・ 町民税世帯非課税者
- ・ 配偶者が町民税非課税者
- ・ 預貯金などの合計が、単身の場合1,000万円、夫婦の場合2,000万円以下

☆ 利用者負担段階

- ・ 第1段階 生活保護を受けている人
食事・居住費の減額を受ければ生活保護を受ける必要のない人
- ・ 第2段階 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が80万円以下の人
- ・ 第3段階 第1・2段階以外の人

※詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

問 健康福祉課 ☎32-1105

広報養老7月号15ページに掲載した「後期高齢者医療制度自己負担限度額」の記事について、記載に誤りがありました。訂正箇所については、町ホームページをご覧ください。